

県民手帳などの予約受付 ~2022年~

申込方法●電話・FAX・直接来庁 いずれかの方法でお申し込みください。
※FAXの場合は、町ホームページからFAX申込書をダウンロードするか、任意の用紙に「住所・氏名・電話(携帯)番号・品名・購入冊数」を明記の上、お申し込みください。

申込期限●8月20日(金)まで

販売金額●金額の確定は8月頃です。昨年の金額は表のとおりです。

配布時期●10月下旬から11月下旬頃を予定

配布方法●企画空港政策課で代金と引き換えに品物をお渡しします。

申込・お問合せ●企画空港政策課企画政策係

☎76-5409 FAX 76-7144



品名	金額(1冊)
県民手帳(紺・黄・赤)	500円
ファミリー日誌	1,400円
農業日誌	1,400円
新農家暦	450円

住民税の申告はお済みですか?

各種保険料(税)などは、皆さんの所得を基に計算されていますので、所得税の確定申告が不要な方でも、住民税の申告は必要になります。

未申告の場合、重要な行政サービスが受けられず不利益を受ける場合があることから、未申告の方を対象に下記のとおり申告相談を開催します。

日時●8月26日(木)・27日(金)午前9時~午後4時

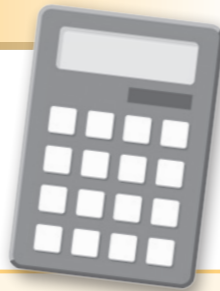
会場●役場1階 第2会議室

持参物●印鑑(認印)

収入の分かるもの(源泉徴収票や売上伝票など)
経費の分かるもの(仕入伝票や領収書など)
各種控除証明書

※詳しくは、事前にお問い合わせください。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402



★未申告の場合★

介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、こども園保育料、学童保育料の減額措置が受けられず、高い金額で納めなければならない場合があります。

この他にも、所得によって決定されるものがありますので、必ず申告をしましょう。

税等の納付状況報告

(令和3年5月31日現在)

多古町政治倫理条例第6条第1項の規定により、令和2年度の税等の納付状況を公表します。

職名	氏名	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道使用料	集落排水使用料
町長	所 一重	○	○	-	-	-	-	○	-
副町長	平野 欽作	○	○	-	○	-	-	○	-
教育長	岩立 元夫	-	-	-	-	-	-	-	-
議長	勝又 一徳	○	○	-	○	-	-	○	○
副議長	菅澤 環	○	-	-	-	-	-	-	-
議員 (議席番号順)	佐藤 利治	○	○	-	-	-	-	○	-
	橋本 孝之	○	○	○	○	-	-	-	-
	行橋 千春	○	○	-	○	-	-	-	-
	菅澤 久	○	○	○	-	○	-	○	-
	飯田 良一	○	○	○	-	-	-	-	-
	鵜澤 茂	○	○	○	○	-	-	○	-
	佐藤 幸三	○	○	-	○	○	-	○	-
	菅澤 博隆	○	○	-	○	○	-	○	-
	高坂 恭子	○	○	○	○	○	○	○	-
	土井 秀敏	○	○	○	-	-	-	-	-
土井 清司	○	○	-	-	○	-	○	-	
石渡 悦子	○	○	-	-	-	-	○	-	

【表示例】○…当該年度に納付すべき額がすべて納付されている場合 「×」…当該年度に納付すべき額に未納がある場合

「-」…本人の納付義務等がない場合

お問合せ●総務課庶務係 ☎76-2611

国民年金

ご存じですか? 保険料の免除・猶予制度

国民年金保険料は、月額16,610円ですが、所得が少ないなど保険料を納めるのが困難な場合には、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があり、申請は7月から始まります。



免除の種類

- 法定免除(障害年金受給者や生活保護を受けている方)
- 全額免除、一部免除(3/4免除、半額免除、1/4免除)

猶予の種類

- 納付猶予(50歳未満に限る) ●学生納付特例

※免除・猶予ともに、申請者本人やご家族の所得による審査があり、一定の基準額に応じて免除額が変わります。

※詳しくはお問い合わせください。

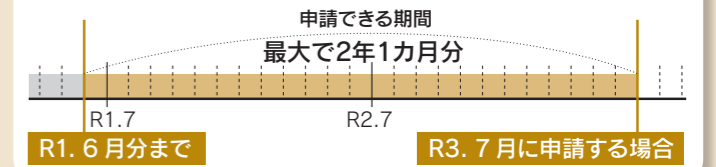
手続き・お問合せ●住民課国保年金係

☎76-5405

佐原年金事務所国民年金課

☎0478-54-1442

免除期間はさかのぼれます



免除・猶予された保険料の追納

免除などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。免除などの期間によっては、後から保険料を納めることができますが、保険料が「割り増し」される場合もありますのでご注意ください。

後期高齢者

医療保険料の納付

後期高齢者医療保険料は毎年7月に計算され、中旬には「決定通知書」が送付されます。

保険料の納め方は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納める「普通徴収」の2通りです。新たに被保険者になった方は、しばらくは「普通徴収」になります。

また、特別徴収となっている方でも、年の途中で所得に変更があった方や、年金の受給が中止された方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは「普通徴収」となりますので、**忘れずに納付してください。**

※納期限までに保険料の納付がない場合は、多古町後期高齢者医療に関する条例の定めるところにより、保険料額に延滞金を加算して徴収することになります。**納期限までの納付をお願いします。**

保険料率・軽減措置

■保険料率

保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直すように法律で定められています。千葉県の保険料率は次により計算されます。(保険料率は令和2年度と変更ありません。)

所得割額 本人の所得×8.39%
(本人の所得に応じて計算)



均等割額 43,400円
(全員にかかる一定の額)

※賦課限度額64万円(保険料の上限)

■軽減措置

所得の低い方などの保険料を軽減する制度があります。

★所得に応じた軽減★

- 後期高齢者医療被保険者のいる世帯の所得合計額に応じて、**均等割額**が軽減されます。
- ※軽減される金額は段階があります。詳しくはお問い合わせください。

★社会保険などの扶養であった方への軽減★

- 後期高齢者医療制度に加入するまで、家族などの社会保険や共済保険などの扶養に入っていた方は、**所得割額はかからず、均等割額も5割軽減**されます。
- ※資格所得後24力月のみ5割軽減



お問合せ●住民課国保年金係 ☎76-5405